

鹿児島県貸切バス事業者支援事業（燃料油価格高騰対策）FAQ（令和6年3～7月分）

令和6年6月28日更新

No.		問	答
1	制度の趣旨	本事業の目的は。	燃料油価格高騰により厳しい経営環境にある貸切バス事業者に対し、燃料油購入の負担軽減を行い、引き続き事業継続がなされるよう支援します。
2	制度の趣旨	補助金の交付額は。	令和6年3月1日から7月31日までの期間に実際に走行した距離に応じて、軽油価格上昇分の費用を助成（10/10）します。 【算出方法】 各車両の「総走行キロ」の合計 ÷ 3.95km/l × 17.8円
3	制度の趣旨	補助金の上限額は。	各事業者の保有車両数×35,000円（1事業者あたり）です。 ※休車の如何を問わない
4	補助対象	本事業の対象事業者は。	以下の全てに該当する貸切バス事業者が対象です。 (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1項第1号に規定する一般貸切旅客自動車運送事業に掲げる事業を行う者 (2) 鹿児島県内に本社または支店がある者で、令和6年3月1日時点で、鹿児島県内ナンバーの事業用車両を1台以上保持している者 (3) 今後も事業を継続する意志のある者 (4) 公営企業でないこと
5	補助対象	補助の対象となるバスとは。	道路運送法（昭和26年法律第183号）第5条第1項第3号による事業計画に記載された車両に限ります。
6	補助対象	九州運輸局に休車の届出をしているが、対象となるか。	令和6年3月1日時点で届出をしている車両についても、対象となります。
7	補助対象	新しく購入し、車両登録したバスは、対象となるか。	令和6年3月1日時点で登録をしていない車両については、上限額の計算における台数には計上できません。 ただし、実績報告においては、申請の対象となります。 申請の際には、車両登録日が分かる書類（運輸局に提出した変更届）を提出してください。
8	補助対象	リース等により使用しているバスは、対象となるか。	事業用車両として届出を行った事業者からの申請であれば、対象となります。 ※車両の所有者と使用者、両方から重複して申請がなされないようご注意ください。
9	補助対象	特定バスは対象となるか。	本事業においては、九州運輸局鹿児島運輸支局（陸運局）に令和6年3月1日時点で「一般貸切旅客自動車」として登録のある車両を対象としているため、「特定バス」については対象外としています。
10	補助対象	交付対象期間（令和6年3月1日～7月31日）において、途中で休車を取りやめた車両については対象となるか。	令和6年3月1日時点で休車中の車両についても、上限額の計算における台数には計上可能です。
11	その他	補助金の申請方法は。	各月毎又は複数月分をまとめて申請してください。 (最大5回の申請となります。) ※いずれの申請方法でも、令和6年3～7月分の上限額は以下のとおり 「各事業者の保有車両数×35,000円（1事業者あたり）」
12	その他	補助金の支払いまでの期間は。	事務局へ書類が届いてから、1ヶ月程度を見込んでいます。 (書類不備や記載ミス等がないことが条件)
13	その他	令和6年2月分までの申請で残額のある事業者は、その残額を上限額に加算することができるか。	令和6年2月分までの申請に伴う残額は、3～7月の上限額に加算することはできません。3～7月分の上限額は各事業者の保有車両数×35,000円（1事業者あたり）としてください。
14	その他	令和6年2月分までの申請で上限額に達した事業者も、新たに3～7月分を申請することができるか。	申請可能です。令和6年3～7月分の上限額は各事業者の保有車両数×35,000円（1事業者あたり）とし、走行実績に基づき申請してください。
15	その他	今回の申請において、提出書類として自動車検査証の写しが必要なのはなぜか。	対象台数と車両番号を確認するためです。なお、2回目以降の申請時に変更がない場合には添付不要です。